

43—03 P U D T

審判請求の放棄

1. 審判請求の放棄

審判では民訴 § 266にいう請求の放棄についての規定がなく、かつ職権審理主義をとっており、当事者の自由な処分は許されないから、請求の放棄によって審判は終了しない。

審判請求の放棄届書を単なる上申書とみて、その記載内容によって次のように処置した例がある。

- (1) 人証による公知事実の立証並びに主張が錯誤に基づくものであることが判ったので請求を放棄するとあったので、請求人はこれ以上証人調べの手続を遂行する意思がないものと認め、予納指令を出さずに結審した。
- (2) 公知事実の立証が刊行物によった場合及び公知事実に関する証人調べが済んだのちに放棄届が出された場合、放棄届にかかわらず証拠に基づいて本案審理をした。
- (3) 取下げの意味に解されたので、取下げの意思があるならその正規の手続をとるように促した結果、相手方の同意書をつけた取下書の提出があり、審判を終了した。

2. 審判請求権の放棄

審判請求権の放棄届が提出されたときにも、それを単なる上申書として取り扱う。取扱いは1.に準じる。

(改訂H27.2)